

# 福岡県立筑紫丘高等学校同窓会関西支部 会則

2024.4.13.

(名称)

第1条 本支部は、筑紫丘高等学校同窓会関西支部と称する。

(目的)

第2条 本支部は、会員相互の親睦を深め、融和精神を以て母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 本支部事務所の所在地は、支部長の現住所とする。

(会員)

第4条 本支部は、関西及びその周辺地域に在住の関係者を以て組織する。

(1)普通会員

(イ) 福岡県立筑紫中学校(福岡県立三宅中学校・筑紫丘高等学校併置中学校を含む)卒業  
者(中途転出者、中退者を含む)

(ロ) 福岡県立筑紫丘高等学校(定時制を含む)卒業生(中途転出者、中退者を含む)

(2)特別会員

前記学校の旧職員

(事業)

第5条 本支部は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

(1)総会(親睦の集い)

(2)各回同窓会の育成

(3)親睦を計る文化・スポーツの集い

(4)母校同窓会事業への協力

(5)その他目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本支部に次の役員を置く。

(1)名誉支部長 支部の発展に支部長として功労があり相談役として推挙されたる者。

(2)名誉顧問 支部の発展に尽力があり相談役として推挙されたる者。

(3)支部長 1名 支部を代表し会務を統括する。

(4)副支部長 若干名 支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

(5)幹事長 1名 支部長の指名により常任幹事のリーダーとして会務を処理する。

(6)常任幹事 若干名 常任幹事会に参加し会務を処理する。

(7)幹事 若干名 総合幹事会に参加し、会務を補佐する。

(8)会計監事 2名 支部の経理事務を監査する。

2.役員は常任幹事会で選任する。

3.役員任期は次の通りとする。

(1) 名誉支部長及び名誉顧問は終身任期とする。

(2) その他の役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(3) 役員に欠員を生じた時の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 役員任期の期中に選任された役員任期は、当該任期の残任期間とする。

(5) 本人の希望もしくは他の役員から発議があり、常任幹事会で承認されれば、役員任期中でも、役員を退任できる。

(会議)

第7条 本支部の会議は、総会及び幹事会とし、支部長が召集する。

(1)総会(親睦の集い)

(イ) 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(ロ) 定時総会は毎年1回開き、会務報告、本校近況報告、予算・決算報告及び会員の表彰等を行う。

(ハ) 臨時総会は、必要に応じて開くことができる。

(2)幹事会

(イ) 幹事会は、常任幹事会及び総合幹事会とする。

(ロ) 常任幹事会は、支部長、副支部長、幹事長、常任幹事で構成し、第5条に規定する事業の円滑な運営を図り、そのための会務を執行する。議決には出席常任幹事数の過半数を必要とする。支部長は必要に応じ名誉支部長、名誉顧問、会計監事及び幹事の出席を求めることができる。

(ハ) 総合幹事会は、常任幹事会の構成員及び幹事で構成し、第5条に規定する事業の円滑な運営を図る。

(ニ) 合理的な理由がある場合は、幹事会を、電子媒体等の手法を使って開催し、協議・議決できるものとする。議決条件は(ロ)に準じる。

(経理)

第8条 本支部の経費は、福岡県立筑紫丘高等学校同窓会(以下、本部)より支給される支部育成費等を充当する。

2.本支部は本支部の目的達成のため資金を確保する。資金は寄付金及びその他の収入を以て充当する。

3.本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(届出)

第9条 本支部の会員は、住所・職業等に移動が生じたときは、支部事務所に届け出るものとする。

(本部等との連携)

第10条 本支部は、本部及び他支部と連携して、会務運営に当たるものとする。

(個人情報保護)

第11条 本支部の会員の個人情報は個人情報に関する法令を遵守し、本部の個人情報保護方針に順ずるものとする。

(改正)

第12条 この会則の改正には、常任幹事会で出席常任幹事数の過半数の議決を必要とする。

(設立年月日)

第13条 本支部の設立年月日は1984年(昭和59年)5月12日とする。

付則 1.	1984年(昭和59年)5月12日	制定
2.	1989年(平成元年)5月27日	一部改正
3.	1991年(平成 3年)5月11日	一部改正
4.	2010年(平成22年)2月 6日	一部改正
5.	2011年(平成23年)2月 5日	一部改正
6.	2012年(平成24年)4月 7日	一部改正
7.	2014年(平成26年)4月19日	一部改正
8.	2016年(平成28年)6月18日	一部改正
9.	2023年(令和 5年)4月15日	一部改正
10.	2023年(令和 5年)8月26日	一部改正
11.	2024年(令和 6年)4月13日	一部改正